

186	173	172	ページ	第三章 鷹山氏についての考案—論文集 正誤表
上段	下段	下段	正	
18行目	13行目	16行目		
將軍義晴	姫路市	(下1〜3)		
			誤	
將軍晴元	播磨町	(上1〜3)		

57 下32 遊佐長教書状															
15行目	13行目	12行目	11行目	9行目	8行目 下	8行目 上	7行目 下	7行目 上	6行目	5行目	4行目	3行目	2行目	1行目 下	1行目 上
意得可被申候	能々被申候ハテハ	ふりすかた入魂候へく候	かんじん候やうに	是式之儀更ニとかく候ハんする	引分候て申付事候	その一類と候へ共	ことく、	かきらす□□存知候ことく、	何之儀も其な□□有之事候	まぎれ候事、度々	田嶋之内にて鷹主布三右	よく、入魂可給候	自余之きた有之候事候条	かまい候て申事にてハ	尚々すこしの儀
御届可被申候	能々被申候てハ	ふりすかた入魂給候	かいふん候由候 (涯分)	是儀候哉、夫々とかく候んする	引下候て申付事	その一類といへ共	とく具	かきらすちりの存分候、とく	何之儀も其なかニ有之事候	まぎの事尤候	田嶋之内にて鷹主布三七	尚以て入魂可給候	自余之など有之候事候条	かまい候て申事候ハ	尚々すミ候の儀